令和8年度　岡山市立学校消防用設備等点検業務委託特記仕様書

1.　委託件名　　市立東山中学校ほか消防用設備等点検業務委託

2.　委託場所　　岡山市中区御幸町地内 他

3.　委託概要　　岡山市立学校の消防用設備，防火設備及び防火対象物点検業務

4.　委託数量　　別紙数量総括表のとおり

5.　児童クラブ室の消防設備点検

　各学校内の児童クラブ室（仮設建物含む）の消防設備についても本業務に含むため，前期・後期点検とも点検すること。

6.　点検作業日程の調整について

　点検作業は休業期間中を基本とするが，休業期間中だけでは業務遂行が困難な場合は，学校と相談のうえ授業に支障のないよう点検作業を行うこと。特に，音の出る点検作業は，休み時間に行うなど十分に学校と調整すること。

7.　防火対象物点検

○点検対象
　①操明小学校　岡山市中区藤崎721番地3　延床面積：12,116㎡
　②操明幼稚園　岡山市中区藤崎721番地3　延床面積：　1,263㎡

○業務の内容・方法
　消防法第８条の２の２第１項の規定に基づき，防火対象物点検資格者により，火災の予防上必要な事項等に適合しているかどうか点検を実施すること。防火対象物点検終了後，点検結果報告書を作成，所轄消防署へ提出のうえ，審査終了後は学校（園）へ返却すること。また，消防署から指摘事項があった場合は，学校（園）へ報告すること。学校施設課には，消防署へ提出した報告書の写し（表紙も含む）を各一部ずつ提出すること。受託者は，点検結果を防火管理維持台帳に記録し，学校（園）へ保管する。

○点検資格者
　消防用設備等点検・整備に必要となる所定の資格を有し、かつ所定の講習を受講している者の中から防火対象物点検従事者を選定すること。資格者がいない場合は，「再委託届」を提出し，これを再委託することができる。再委託した場合は，防火対象物点検資格者の免状及び再委託先により雇用されていることが確認できる書類（健康保険証・雇用保険証など）の写しを提出すること。

8.　その他

　市立東山中学校及び富山中学校では，校舎の改修工事を予定しているため，事前に学校管理責任者と点検日時等の調整を行い，点検もれがないようすること。
　学校によっては、工事等を実施している棟があるため、当該工事の施工業者・学校と点検作業日程等について適宜連絡・調整を行い、点検作業を円滑かつ安全に実施すること。

　市立操明小学校に設置されている非常用自家発電機については，負荷試験の立会を行うこととし，日時等については事前に学校管理責任者，岡山市教育委員会学校施設課，電気保安業者と協議すること。

市立旭東小学校，市立操明小学校は幼稚園と一体となっており，消防署へ毎年報告が必要なため，後期点検終了後，所轄消防署へ点検結果報告書を提出のうえ，審査終了後は当該報告書を実施した学校へ返却すること。
　また，審査終了後の当該報告書表紙（写）を1部，学校施設課へ提出すること。